

令和4年度 伊良波中学校 部活動規程

1 部活動の意義 と ねらい

本校における部活動は、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、人間形成に資するものとし、以下のねらいをおく。

- (1) 自らの目標に向かってたゆまず工夫し、主体的に努力するところに喜びを感じ、粘り強く最後までやり遂げる意志の強い生徒を育てる。
- (2) 決まりを守り、礼儀正しく自主的に活動する中で、より有意義な学校生活を送ることのできる生徒を育てる。
- (3) 体力・技能の向上を図り、常に健康安全に気を配ることのできる生徒を育てる。
- (4) 上級生と下級生が心をつなげて活動し、チームの一員として協力、責任、公正などの態度を養い、望ましい人間関係を築いていこうとする生徒を育てる。
- (5) 1日の生活で、時間の使い方や過ごし方を工夫することができる生徒を育てる。
- (6) 生涯を通じて余暇を利用し、生活を豊かにすることのできる生徒を育てる。

2 部設置について

- (1) 令和4年度、設置の認められている部〔19の部、1の同好会〕

1	男子バスケットボール	8	男子バドミントン	15	剣道
2	女子バスケットボール	9	女子バドミントン	16	陸上競技
3	男子バレーボール	10	男子ハンドボール	17	空手道
4	女子バレーボール	11	女子ハンドボール	18	吹奏楽
5	軟式野球	12	女子ソフトテニス	19	美術
6	男子サッカー	13	男子硬式テニス	1	水泳（同好会）
7	女子サッカー	14	女子硬式テニス		

※ 地区陸上・駅伝は、期間限定で選手を選抜し組織するものとする。（7月下旬～11月末）

3 活動に関すること

- (1) 部活動は、顧問・副顧問（指導教師）がつくことを原則とする。
- (2) 各部の活動時間は、平日2時間、休日は3時間程度とする。（厳守）
- (3) 活動の下校時刻は年間を通して「18：00 活動終了」「18：15 完全下校」とする。
- (4) 早朝練習は原則として認めない。ただし、陸上・駅伝の期間限定の活動は、保護者の承諾を得た後、学校長の許可を得た上で、活動することができる。
- (5) 各部の活動は、原則として週2日の休みを入れることとする。平日は1日（ノ一部活動デー）、休日は土曜日か日曜日のいずれか1日を休みとする。ただし、土日が大会等の場合は、平日に振り替えて休みを入れることとする。

※ 平日の休みは基本的に水曜日とする。

- (6) テスト前は部活動停止とする。主要5教科（国、数、英、社、理）の場合はテスト終了日の1週間前から、技能教科（音、美、体、技・家）の場合はテスト終了日の3日前から活動停止とする。
- ※ その週に大会がある部に関しては、保護者の承諾を得た後、学校長の許可を得て1時間程度活動することができる。（特別例外）
- (7) 長期休業中は、まとまった休養日を入れる。（夏季休業：1週間程度、冬季休業：年末年始、春季休業：適度）
- (8) 対外試合・講習会等は、顧問の承諾を得て、学校長の許可を得て行う。また、必ず顧問が引率、指導を行う。

4 部活動中の事故について

- (1) 部活動時は、常に健康管理・安全管理に気を配り、事故が発生しないようにする。
- (2) 万一事故が発生したときは、近くの職員又は職員室へ連絡し、迅速に対応する。
- (3) 治療費に関しては、『独立行政法人日本スポーツ振興センター』で対応する。

5 一般的な注意事項

各部の生徒が常に伊良波中学校の代表であることを忘れずに、言葉遣いや行動、服装などに気をつけ行動できるように指導を行っていく。また、部活動は教育的な活動であることから、休日の活動や校外での活動でも基本的に校則に準じて活動を行う。

- (1) 自転車での登下校を禁止する。また、登下校の際の買い食いを一切禁止する。
- (2) 携帯電話やゲーム機、マンガ、お菓子等、活動に必要な以外の物の所持又は持ち込みを禁止する。
- (3) 体育館、運動場、部室、用具室等の清掃や戸締まりは使用した部で行う。
- (4) 雨天時の運動場の使用は、原則として禁止する。もし、使用して運動場が荒れた場合の復元は、使用した部で行う。
- (5) 宿泊を伴う活動は、保護者会と合同で計画し学校長の許可を得て行うこととする。
- (6) 学校行事・学級活動のある日は、部活動よりも学校行事・学年行事、学級活動を優先する。

6 規定違反について

- (1) 下記の規定違反をした部または個人は、原則として数日間の指導期間を設ける。（活動停止等）指導期間中は顧問の裁量で作業等を行う。 ※ 指導は、集団と個人とを分けて行う。
- (2) 規定違反事項
- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ① 完全下校時刻を守らなかった場合 | ② 周囲に迷惑をかけるような行為があった場合 |
| ③ 活動場所の後かたづけ、戸締まりができていない場合 | |
| ④ 部室の使用が悪かった場合 | ⑤ 服装違反があった場合 |
| ⑥ 顧問の指導に従えない場合 | ⑦ その他違反事項 |
- (3) 規定違反の判断は、顧問会が行う。